

Annual Report 2012

Japan Council of Performers Rights &
Performing Arts Organizations

二〇一二年度年次報告

芸団協

Geidankyo



芸能が 豊かな社会をつくる

Performing Arts to Enrich the Society

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会(芸団協)とは

芸団協は、俳優、歌手、演奏家、舞踊家、演芸家、演出家、舞台監督などのあらゆる芸能分野の実演家団体、スタッフ、制作者等団体を正会員とする公益法人です。1965年に設立され、2012年に公益認定を受けました。実演芸術の創造のサイクルを豊かなものにする「しくみ」を整え、実演芸術を担う「ひと」を育て、実演芸術を育む「場」をつくる、を三本の柱に据えて、実演家著作隣接権センター事業及び実演芸術振興事業を行うことで、より豊かな社会作りに貢献することを目指しています。

About Geidankyo

Geidankyo is a public interest incorporated association representing performers organizations and their individual members, such as actors, singers, musicians, dancers, stage directors, staffs and producers. It was established in 1965 to contribute to the development of the performing arts. It has managed performers' neighboring rights collectively as well as promoting a variety of performing arts activities based on three concepts; making an arrangement for enriching a cycle of creation, cultivating bearers of the future of performing arts, and creating chances for developing performing arts.

目次 Contents

01	ご挨拶 Chairman's message	07	実演芸術振興事業 Promotion of Performing Arts and Culture
03	実演家著作隣接権センター事業 Center for Performers' Rights Administration (CPRA)	10	実演家からのメッセージ Message from Performers
06	調査研究 Research and Advocacy	12	組織・運営 Organization and Management



【芸団協のシンボルマークについて】
1995年に芸団協30周年記念事業のひとつとして、彫刻家・佐藤忠良氏に依頼し制作されたものです。

ご挨拶

Chairman's message

公益社団法人日本芸能実演家団体協議会会長・能楽師(人間国宝)

野村 萬 Nomura Man

Chairman, Japan Council of Performers Rights & Performing Arts Organizations
Noh Actor (Human National Treasure)



撮影：海田悠

我が国は、世界に類を見ないほどの多彩・多様な芸能の宝庫であります。その芸能を担う先人の方々が、1965年、日本芸能実演家団体協議会(芸団協)を設立致しました。爾来、およそ半世紀を経、実演家著作隣接権センター(CPRA)による著作隣接権管理事業及び芸能花伝舎を拠点とする実演芸術振興事業の二本の柱を組織運営の基本に据えております。

芸能は、いつの時代も人々の生活と共にあり、古より、人々に愛され、親しまれ、支えられ、社会にとって不可欠なものとして今に息づいております。その芸能という大輪の花を咲かせ続けるためには、豊かな土壌と、そこに蒔かれた種を粘り強く育んでいく力を結集し、蓄えていくことが何より肝要であります。

2012年度は、文化芸術振興基本法施行(2001年)以来、初の個別法である「劇場・音楽堂等の活性化に関する法律」が成立・施行され、「視聴覚的実演に関する北京条約」が世界知的所有権機関で採択されました。実演家地位向上のため芸団協が長年続けてきた運動が大きな実を結ぶという、公益社団法人に移行した初年度に相応しい記念すべき年となりました。また、2013年5月には、長年国の文化政策の充実において重要な役割を担ってきた音楽議員連盟が、名称を文化芸術振興議員連盟に改め、実演芸術をはじめとした広範囲の文化芸術の課題に今後益々積極的に取り組んでいただくことが期待されます。しかしながら、これで満足するわけには参りません。これらはいわば「種」であり、今後大輪の花を咲かせるよう、根気よく取り組んでいかなくてはならないと改めて気が引き締まる思いであります。

「咲き誇る花、深く強き根」こそが芸団協が希求する姿であります。芸術の高さと深さを追い求め、常に創造性の心を以て、普及という広さをも併せ持つ、そうした人々が集い、組織を構築する時にこそ、個ではなし得ぬ力が発揮され、強靱な根を持った芸能文化の花を咲かせるに違いありません。このような組織観を以て、「芸能が豊かな社会をつくる」という理念の達成に力を尽くすことが、我が国の文化芸術の発展に寄与するものと信じております。

Our country is a goldmine of varied and colorful performing arts unmatched by any other nation in the world. In 1965, our predecessors assumed a pivotal role in the field by establishing the Japan Council of Performers Rights & Performing Arts Organizations, known in Japanese as Geidankyo. Half a century later, the organization's operations cover two main areas: managing performers' neighboring rights through the Center for Performers' Rights Administration (CPRA), and promoting performing arts with Geino-Kadensha as the hub.

Performing arts have been a part of peoples' lives throughout history, and have long been loved, recognized and supported. This has not only kept them alive, but has also made them indispensable in today's society. Everybody involved in the performing arts experiences people's naked emotions in their lives. To ensure that the scene continues to thrive, it is of vital importance to collect and store the potential to patiently cultivate the fertile ground in which such arts grow, and to nurture the seeds that are sown in it.

In 2012, Geidankyo became a public interest incorporated association. Following long-term efforts on various movement in promoting cultural development, 2012 was a fruitful year for us. One was the legislation and enactment of the Act on the Promotion of Theaters and Concert Halls, etc, which was the first law established for realizing an individual policy under the basic principle provided by the Fundamental Law for the Promotion of Culture and Arts. Another was the Beijing Treaty on Audiovisual Performances, which was adopted by member states of the World Intellectual Property Organization in June 2012. In May 2013, the League of Representatives and Senators for Issues of Music changed its name to the Representatives and Senators for Issues of Arts and Culture in order to address various issues related to arts and culture. However, we must not rest on our laurels, as these are just the seeds we have disseminated. We will continue to plow on with determination in order for big flowers to blossom from these little seeds.

Geidankyo strives to help the performing arts bloom with deep, strong roots. The performing arts need people who pursue both the heights and the depths of their disciplines and maintain creativity in their hearts, together with the power to spread the message; it is only when such individuals come together to form this kind of organization that real strength-the kind that individuals alone cannot aspire to-is brought out and evolves into concrete activities that help the performing arts to bloom and to spread deep roots. Based on this organizational approach, I truly believe that devoting our energies to achieving the ideal of a spiritually enriched society through the performing arts will contribute to the further development of Japan's artistic and cultural wellbeing.

実演家著作隣接権センター事業

Center for Performers' Rights Administration (CPRA)

実演家の権利と利益を守り、広め、創造活動を支えるために

芸団協は、著作権法の規定に基づき、実演家を代表して、商業用レコード二次使用料等を受け取る団体として文化庁長官より指定を受け、実演家著作隣接権センター（CPRA）事業を行っています。また、この指定団体業務以外にも、著作権等管理事業者として文化庁長官の登録を受け、放送番組に録音録画された実演の二次利用等について権利処理業務を行っています。徴収した使用料、報酬等は、翌年以降、権利者団体会議構成団体をはじめとした権利委任団体を通じて、権利者に公正に分配しています。

また、一般社団法人私的録音補償金管理協会(sarah)、一般社団法人私的録画補償金管理協会(SARVH)が徴収した補償金のうち、実演家分について受領し、権利委任団体を通じて権利者に公正に分配しています。

実演家著作隣接権センター運営委員長

崎元 譲 Sakimoto Joe

Chairman, Executive Committee, Center for Performers' Rights Administration (CPRA)
Chromatic Player



2012年は、視聴覚的実演に関する北京条約が世界知的所有権機関(WIPO)で採択され、実演家の権利保護の重要性が国際的にも再認識される年となりました。CPRAは芸団協の公益社団法人移行を機に新たに権利者団体会議を設置し、権利者の意向を汲んだ権利処理業務を一層進めていく所存です。

2012年度は、コンテンツ業界を取り巻く状況が厳しい中、ほぼ予算通りの徴収額を達成することができました。しかしながら、私的録音録画補償金問題をはじめとし、実演家を取り巻く環境は楽観視できません。CPRAは、デジタル化・ネットワーク化が進む中、実演家が適切な利益還元を受けられるよう、新たな権利獲得を目指し検討を始めております。

生のステージでの活躍の場が少なくなる一方、多様なメディアでの音楽・映像を楽しむ人々が増え、音楽、映像の二次利用に際し実演家への対価を徴収分配するCPRAの存在は益々重要になってきていると思います。CPRAは今後も最大の徴収と最大の分配を目指し日々活動していきたいと考えております。

Protecting Performers' Rights and Benefit & Supporting the Creation of Performances

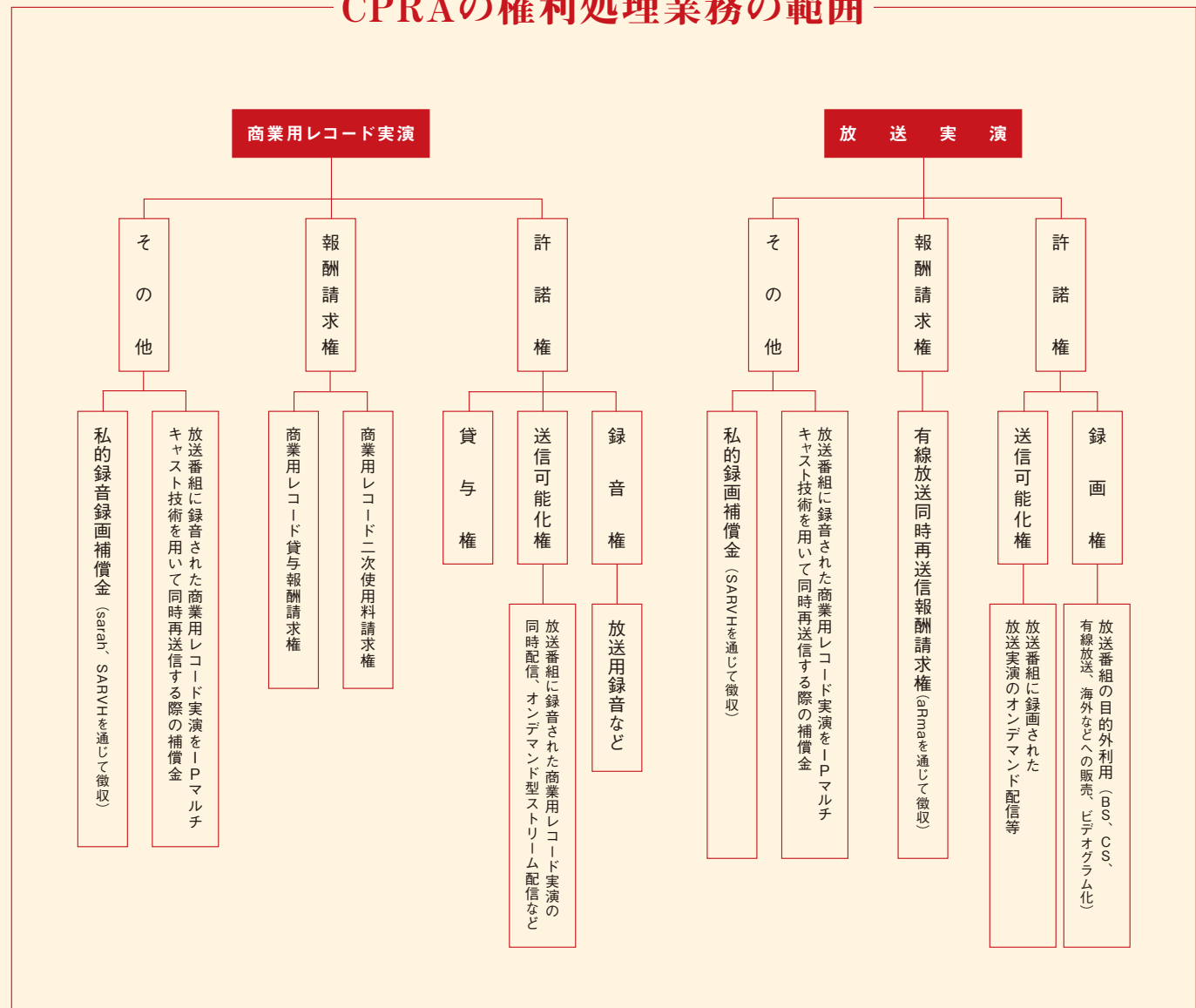
Geidankyo is designated by the Commissioner for Cultural Affairs as the organization to receive secondary-use fees and remunerations for rental of commercial phonograms. Also, CPRA, as a collective management organization registered with the Commissioner for Cultural Affairs, is engaged in authorizing the exploitations of performances, such as the secondary use of broadcasting programs. CPRA distributes the collected fees, remunerations and royalties to the respective right owners through the mandatory bodies from the following year. Regarding private digital recording, CPRA receives the compensations due to performers from the Administration of Remuneration for Audio Home Recording (sarah) and the Administration of Remuneration for Video Home Recording (SARVH) and distribute to the respective right owners through mandatory bodies.

CPRAと権利処理業務の運営

CPRAは、1993年に国内の権利者たちが一つにまとまって発足し、実演家の権利擁護と拡大を強力に推進してきました。権利者と利用者の間に立つてCPRAは、煩雑な権利処理業務を集中管理の形で効率よく行うことによって、実演の公平かつ円滑な利用それに文化の普及と発展に大きく寄与しています。CPRAの権利処理業務は、専門性が非常に高く量も膨大でかつ多岐にわたるため、権利者の視点に立った公正な運営が求められています。このため、公益社団法人に移行した2012年度より、「実演家の権利の委任を受け、実演家の著作隣接権を管理し、又は擁護することを主たる業務とする団体の代表者による権利者団体会議を設置」し(芸団協定款第40条3項)、業務の公正な執行に期して常に権利者に意見を求める体制を整えました。また、CPRA運営委員会を設置し定期的に開催するほか、その下に権利処理業務の内容に応じて9つの専門の諮問委員会を設けて、政策協議と共に実務の遂行に精力的に取り組んでいます。



CPRAの権利処理業務の範囲



2012年度徴収分配実績

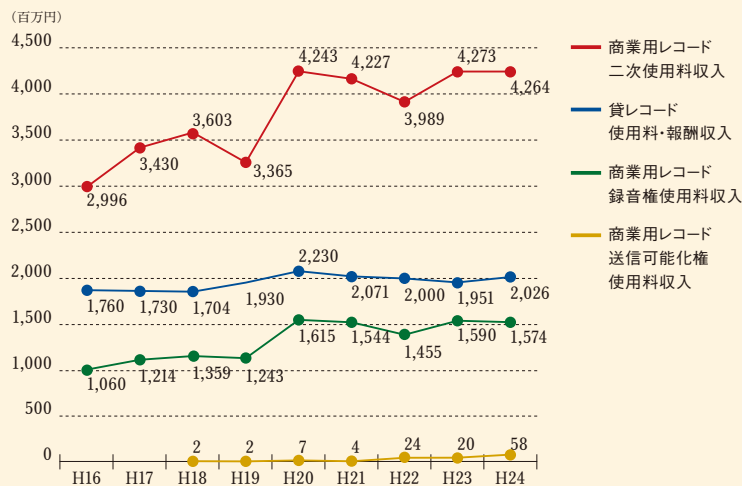
2012年度徴収総額はほぼ前年通りでしたが、東芝訴訟の影響によりSARVHから受領した補償金額が下半期に大きく減少した他は前年度並み又は前年を上回る額となりました。指定団体業務のうち、徴収額の大きな割合を占める商業用レコード二次使用料等の徴収額は、主な徴収先である放送事業者の収入がほぼ横ばいであったことから、前年並みを維持することができました。加えて、貸レコード使用料・報酬の徴収額は、音楽CD生産額が14年振りに回復したこともあり、前年度を上回りました。また、著作権等管理事業のうち、放送実演は前年度を大きく上回りました。分配業務に関しては、例年同様、管理委託契約約款及び分配規程に基づき、適性に権利者分配を行いました。またCPRAではさらなる分配精度向上のため、委任管理・データセンターの充実を図り、権利委任団体間のデータ共有を行い、業務の効率化を進めています。

2012年度双務協定締結状況

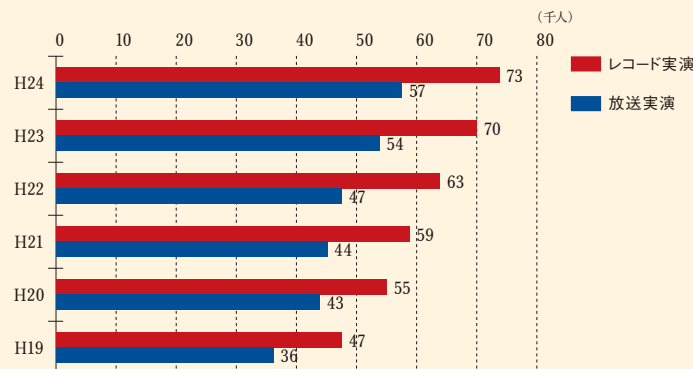
CPRAは、日本国内外での実演の利用を円滑にするため、海外の実演家権利管理団体と双務管理協定を締結しています。2012年度は、新たにUBC(ブラジル)及びZAVOD IPF(スロヴェニア)と協定を締結し、協定締結団体は31団体になりました。

徴収額・委任者数の推移

《商業用レコード実演使用料に係る徴収額の推移》



《委任者数の推移》



《2012年度徴収・分配実績》

(単位：円)

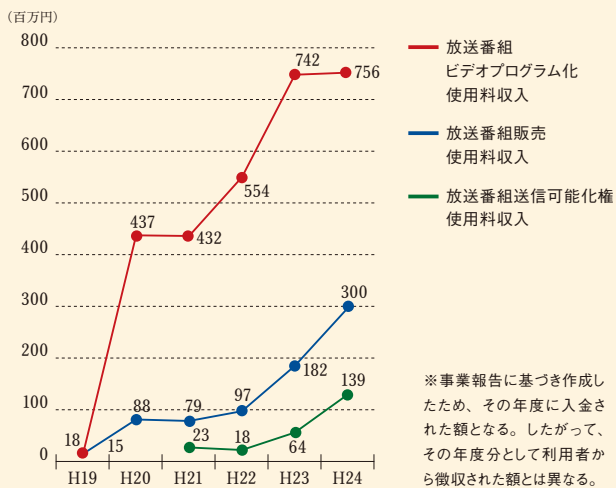
	徴収額	分配額
指定団体業務		
商業用レコード二次使用料	4,263,932,753	3,665,913,568
貸レコード使用料・報酬	2,026,275,986	1,722,969,451
私的録音補償金	75,040,859	96,365,225
私的録画補償金	147,133,539	215,620,423
著作権等管理事業		
商業用レコード実演	1,631,085,471	1,449,027,254
放送実演	1,198,663,268	823,981,385
受託隣接権管理事業		
	62,820,008	51,211,353

CPRAに権利を委任している実演家及び権利者の人数(2013年3月31日現在)
商業用レコード実演:72,576人、放送実演:57,471人



SCAPR(国際実演家権利管理団体協議会)総会 FKMP(韓国)からの研修生受入れ

《放送実演使用料に係る徴収額の推移》



権利者団体会議委員からのメッセージ

権利者団体会議議長
一般社団法人日本音楽事業者協会会長

堀 義貴 Hori Yoshitaka



貴協議会益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。過般の弊協会総会後、尾木前会長の後任として会長に就き、この度、権利者団体会議の一員として、新たに加えていただく運びとなりました。よって、ここにご挨拶させていただくものでありますが、私自身これまでCPRAと全く接点がなかったわけでもなく、過去に運営委員を2期4年、つい最近までは法制広報委員会委員長(旧法制関連委員会を含め)を3期6年経験させていただきました。ですので、CPRAの現状と課題は、一通り把握しているつもりではありますが、ご存じの通り、貴協議会が公益法人へ移行の際、CPRA事業はその柱として、より権利者性に重きを置いた運営方針が掲げられ、旧3団体運営から現行の4団体運営に見直されたと聞いております。これからも権利者団体会議では、運営委員会及び各諮問委員会と連携を取りながら、実演家の権利を擁護・拡大すべく、CPRA機能の更なる充実に向けて、取り組んでまいります。ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

権利者団体会議委員
一般社団法人演奏家権利処理合同機構
MPN理事長

椎名和夫 Shiina Kazuo



昭和45年にスタートした新・著作権法と相前後して歩み始めた芸団協の歴史は、我が国の実演家に係る権利の歴史そのものであるといっても過言ではありません。放送で利用される商業用レコードに関する使用料の徴収から始まったこの権利は、かつてデータ収集の困難さから個々の権利者への分配が不可能であった時代から約半世紀近い時を経て、精密な分配を実現するためのデータの収集蓄積や分配手法は着実に進歩充実し、今日徴収された報酬等があまところなく個々の権利者に届けられる状況を実現しています。こうした今日の姿は、実演家の権利に関する芸団協創立者の方々の優れた先見性と、芸団協やその後創設されたCPRAを支えてきた歴代関係者の、粘り強い努力の積み重ねがあればこそ実現したものといえます。昨年4月、公益法人化という大きな節目を経験した我々は、こうした歴史を未来にきちんと伝えていくとともに、知的財産全般が直面する激変の時代にあって、実演家の権利が進むべき道を見誤らないようリードしていく、その大きな責任があると痛感しています。

権利者団体会議委員
一般社団法人日本音楽制作者連盟理事長

大石征裕 Oishi Masahiro



1986年10月の設立時に26社からスタートした日本音楽制作者連盟も今日では、230社を超える音楽制作会社が加盟しています。1988年に始まった芸団協の貸与報酬分配当時から弊連盟会員社に所属するアーティストの音楽並びに映像実演に関する権利の委任を受け、その権利報酬の分配及び分配のための実演家データ作成業務開始から四半世紀が経過しました。その間、ポピュラー音楽の制作に関わる環境は激変し、CDセールスが年々減少していく中でも新たな作品を創作し続ける我々にとって、実演家の隣接権報酬の重要度も高まっています。また、制作側だけでなくユーザー側にも大きな変化がありました。インターネット放送や動画共有サイト、各種ソーシャルネットワークなどデジタル化による様々なメディアの誕生で、アーティスト活動の領域は拡大したものの、その収益化には結びついておらず、これからのCPRAの活動の中であらゆる可能性を探っていきたいと思います。

権利者団体会議委員
一般社団法人映像実演権利者合同機構
代表理事

浅原恒男 Asahara Tsuneo



弊機構は2001年4月に、主に放送実演にかかわる実演家の権利処理を行うために設立されました。主な事業は、実演権利者から委任を受け、CPRAが行っているさまざまな「実演の二次利用」等の権利処理によって徴収された使用料等を、権利者に分配することです。また同時に、弊機構独自の事業として、放送番組等の部分利用の許諾と徴収、分配も行っています。現在、委任いただいている実演家、事務所数は約40,000名、1,800事務所に上ります。わが国はいま、音楽や映像のコンテンツの流通が大きな課題となり、そのための権利の集中管理の効率化が求められています。弊機構はこうした時代の中で、CPRAやaRma、そして先輩団体である音事協や音制連、MPNと協力して、実演家の知的創造を支えるためにさらなる権利処理の効率化を進めるとともに、デジタル時代における実演家の権利の擁護と拡大、普及啓蒙などに真剣に取り組んでいます。

調査研究

Research and Advocacy

実演芸術をとりまく環境を整えていくために

実演家が、その技能、能力を十分に発揮し、安心して安全に活動が続けていくことができるよう、芸団協では諸問題の現状把握と解決に向けて様々な調査研究を行っています。また、実演家の権利を拡充し、実演家をとりまく環境を改善していくために、関係団体と連携して政策提言を行うとともに、積極的な広報活動を行っています。

CPRA事業

- ◆視聴覚的実演に関する北京条約が採択されたことを記念して、シンポジウムを主催した(2012.10.22)。
- ◆レコード演奏権について、日本国内での立法を視野に入れつつ制度上、実務上の課題を整理した「レコード演奏権法制化合同研究会報告書」を一般社団法人日本レコード協会と協力して取りまとめた。
- ◆イギリス、ドイツ、フランスを訪問し、諸外国におけるウェブキャストिंगの実態について法制度と集中管理実態の両面から基礎的な調査を行った。
- ◆肖像使用の実態・意識に関する調査を行った。
- ◆CPRAの活動を周知し、広く理解を得るため、ホームページの運営、CPRAnewsの発行を行った。
- ◆権利者諸団体と連携し、私的録音録画補償金制度の在り方に係わる「CULTURE FIRST」運動を推進した。
- ◆立命館大学産業社会学部音楽関連団体共同寄付講座「デジタル／ネット文化・産業論」開講のための寄付活動を行った。
- ◆違法配信サイト撲滅のため、違法音楽配信対策「MUSIC GUARDIANS」活動を実施するとともに、日本レコード協会等7団体で構成する「STOP! 違法ダウンロード広報委員会」に参加し、違法ダウンロード罰則化に関する広報活動に協力した。



視聴覚的実演に関する北京条約記念シンポジウム

Improving the Environment of Performing Arts

Geidankyo implements research on grasping the current situation and solving various issues in the field of performing arts. Also, to enhance the performers' rights and to improve the environment of performers, it advocates cultural policy in collaboration with relevant organizations and carries out positive public relations activities.

実演芸術振興事業

- ◆2009年より芸団協が提起してきた劇場法が「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」(2012.6.27)として結実したのを受けて、「劇場法をめぐるラウンドテーブル〜劇場法制定、これまでとこれから」(2012.7.9)、緊急セミナー「実演芸術団体の活動の充実、発展に向けて、劇場、音楽堂等をどう活性化していくか」(2012.12.10)を開催するなど、その周知と具体化に向けて関係各方面に働きかけた。
- ◆芸団協提起による国会請願「文化芸術政策を充実し、国の基本政策に据えることに関する請願」が衆参両院において採択された(2012.9.7)。史上初の文化芸術に関わる請願採択として、文化政策の充実、発展のための道筋をつけた。
- ◆芸団協をはじめ15団体で構成する文化芸術推進フォーラムの運営に協力し、文化政策の課題について国会議員の理解を広めるよう働きかけ、「集い」を開催した。(2012.10.17)
- ◆実演芸術を支える舞台技術の共通基盤形成のための教材編集など、公演制作現場における諸課題の解決に協力した。
- ◆沖縄県文化振興会主催の文化芸術団体支援セミナー「文化芸術団体の経営力、創造力をつけよう」の企画に協力した。(2013.2.16,17)



史上初の文化芸術に関わる国会請願採択

実演芸術振興事業

Promotion of Performing Arts and Culture

芸能の力を社会の力とするために

演劇、音楽、舞踊、演芸などの実演芸術の魅力や価値を、より多くの幅広い人々に知っていただけるように、また、実演芸術における創造と継承・発展のサイクルを豊かに循環させていくために、芸団協では実演芸術振興委員会のもと、さまざまな事業を展開しています。

実演芸術の振興にかかる研究基盤から、政府や東京都、新宿区その他の公的機関への政策提言や実演芸術団体への啓蒙活動、そして、公的機関や実演芸術団体等との連携のもと、実演芸術の価値を社会に広げる活動を展開しています。

2005年には、法人創立40周年事業として、廃校となった小学校を新宿区から借り受けて「芸能花伝舎」を始動させました。以来「芸能花伝舎」は舞台芸術創造のための稽古場として、実演家やスタッフの研鑽、交流・会議の場として、さらには芸能の鑑賞、体験の機会を提供する生涯学習の場として、年間で約15万人の方に利用されています。また、地域における文化拠点として、地域や地域住民等との交流や、協働して取り組む事業のための場としても幅広く活用されています。

実演芸術振興委員長

尾上墨雪 Onoe Bokusetsu

Chairman, Executive Committee, Promotion of Performing Arts and Culture
Head of Onoe School of Japanese Dancing



実演芸術振興事業の目的は、常により良く生きるために努力する豊かな人間社会を築き上げることです。

実演家の仕事は、この便利で、効率化されてきている現代社会で知らぬ間に疲弊し退化してしまう人間力を復活させ、更には勇気づけることです。

美しい魂《高い精神、優しい心》。これが鍵となります。

実演芸術が長い年月をかけて培ってきた様式、均衡《論理と感情、理性と感性のバランス》を打ち破って、理想へと向かう覇気の中にそれは清々しく顕れて来る。

美しい魂は、まさに骨抜きになった人間を甦らせる特効薬なのだ。生き生きとした人間力があってこそその便利効率で肝心の主体が貧弱では虚しく意味が無い。この事において芸団協の芸術振興は意義があり、その責任は重い。

社会と繋がる、社会に貢献する意識を高めて行くことが芸団協の責務だと思います。

Believing in the Power of Performing Arts to Empower Society

Geidankyo provides a wide variety of activities to promote the performing arts and culture. Its projects aim to create more and more opportunities for people to enjoy and value theater, music, dance, Engei-vaudeville and other performing arts, and to energize the cycle of creation, inheritance and development will be energized as a result.

As a 40th anniversary commemorative activity, Geidankyo borrowed a closed elementary school from Shinjuku Ward in 2005 and named it Geino-Kadensha, with the aim of making it a hub for performing arts. Many performing arts organizations make use of the venue for rehearsals, training and for various kinds of meetings which promote information exchange among professionals.

A variety of people, regardless of age or gender also use the facility as a place for life-long learning by participating in workshops and by appreciating performing arts presented by Geidankyo and member organizations. About 150,000 people visit the venue as a total every year.

The aim of our activities in promoting performing arts is to build a richer human society in which people make constant efforts to better their lives. The role of performers in this context is to revitalize and encourage the power of humanity that has been exhausted and has devolved unknowingly in today's convenient and efficiency-oriented society. A beautiful soul-which is a combination of a high mind and a gentle heart-is the key to achieving this aim.

The soul freshly emerges from the spirit that leads us to an ideal, redefining the mode and equilibrium-the balance between logic and emotion, and reason and sensibility-fostered by performing arts over many years. A beautiful soul is a silver chalice that resurrects eviscerated people. The vigorous power of humanity takes priority over convenience and efficiency; everything would be hollow and pointless if the protagonists-ourselves-were meager. Here, the Japan Council of Performers' Rights & Performing Arts Organizations plays an extremely significant role in promoting arts.

I believe it is our duty to raise the awareness of people to connect with and contribute to society.

実演芸術の価値を 広め伝えるために

子どもから大人まで、気軽に実演芸術を体験、鑑賞できる機会の提供や、教育現場における支援事業の推進、実演芸術に関する情報発信を実施しました。

次代を育てる

『キッズ伝統芸能体験』※

7か月にわたり日本の伝統芸能を本格的にお稽古。能楽(謡・仕舞／狂言／囃子)、日本舞踊、箏曲、長唄(三味線／囃子)の4分野で約300名の子どもたちが参加。



※芸団協が構成団体として参加している「東京発・伝統WA感動実行委員会」と東京都、東京文化発信プロジェクト室(公益財団法人東京都歴史文化財団)とが共催で実施する東京文化発信プロジェクト事業。

『芸術体験ひろば』

こどもの日に親子で多彩な芸能の体験、鑑賞ができるお祭りを開催。のべ2,700人が来場。(2012.5.5)



『新宿区文化体験プログラム』

(新宿区委託)
音楽、舞踊、伝統芸能など年間約20本の多様な芸能体験機会を提供。



『児童生徒のコミュニケーション能力の

育成に資する芸術表現体験』
(文化庁委託)
学校現場と芸能実演家との協働による教育支援活動(都内8小中学校、12学年22クラス)



実演芸術の魅力を提供する

主催公演

『芸の饗宴シリーズ 披き・落語～醸と贅～』

芸能の魅力を伝える公演を実施。東京芸術劇場プレイハウスにて能楽(舞囃子)と落語の公演。(2013.3.18)



新宿区協働事業

『とっておき街角スポット活用事業』

新宿区内のビルのロビーやひろばなど公共的空間を“文化芸術活動の場”として開拓。4ヶ所でライブイベントを開催。



さまざまな実演芸術に 関する情報を発信

国立国会図書館デジタル化資料

歴史的音盤アーカイブ推進協議会の運営に協力し、SP盤の音源デジタル化を推進。歴史的音源資料を国会図書館で公開。



『公演事業資料』編集

社団法人全国公立文化施設協会刊行

2,500を超える公演、企画情報を集約し、全国の公立文化施設に公演企画と実演芸術団体の情報を提供。



新宿区事業

『来て・見て・楽しい 新宿フィールドミュージアム』

地域の文化イベントを集約し、新宿区の新たな“文化月間”(10月、11月)をプロモート。



文化芸術による震災復興プロジェクト事業(SARVH助成事業)

岩手、宮城、福島の前災3県における復興支援活動。文化芸術を通じて復興に寄与すべく、5つの自治体等と文化協定を締結。その他の自治体も含め、公民館や学校、仮設住宅の集会所などで芸能に触れる機会を提供。2011年度より設置した「震災復興に文化芸術を基金」には、総額5,261,869円が寄せられ、本事業に活用。



芸能花伝舎の運営

芸能花伝舎では、芸能文化振興活動促進のため、11の創造スペースを稽古、ワークショップ、研修、会議、撮影、イベント等に貸し出している他、事務所スペースを16の芸術団体に継続貸与しています。

《2012 年度利用実績》

撮影利用件数	
TV	47 件
CM・広告	10 件
DVD・VIDEO	12 件
映画	4 件
新聞・雑誌・写真集	38 件
その他	6 件
計	117 件

創造スペース利用率	
体育館	94.0%
稽古場・新棟(2室)	85.7%
稽古場(5室)	81.6%
会議室(3室)	70.8%
平均	80.5%
利用申込み件数	1,057 件
利用人数(延べ)	150,391 名

運営協力団体

芸能花伝舎には、芸団協の他に多彩な分野の15団体が事務所を構えており、運営協力団体として、芸能花伝舎の運営をサポートするとともに、芸能花伝舎で実施される事業にも積極的に参画しています。また、団体間相互の協力や協働などにより、芸能振興に向けた新たな取り組みなども活発に行われています。



実演家からのメッセージ

Message from Performers



シンセサイザー奏者

富田 勲 Tomita Isao

芸団協の構想は、NHKが内幸町にあった頃、「劇伴横丁」の井戸端会議から生まれました。横丁といっても小さなスタジオの並ぶ廊下の一角。出番を待つミュージシャンがたむろする、ソファとテーブルがあるだけの場所でした。放送二次使用料など考えもしなかった時代でしたから、ミュージシャンも含めた団体を立ち上げると聞いたときは「本当にできるのだろうか」と思ったものです。

そこから始まった芸団協が多くの実演関連団体を束ねる団体となり、さらにはCPRAができ、使用料などの徴収・分配業務を適切にするまでに大きくなりました。当時の仲間も喜んでいるのではないかな。

終戦以降、今ほど音楽の盛んな時代はないと思います。それなのにミュージシャンが振るわないというのはおかしな話ではないでしょうか。ミュージシャンがミュージシャンとしての活動をより活発に行えるような環境整備をしなければならないと思います。



俳優

西田敏行 Nishida Toshiyuki

演劇では、虚構の中で主張や思いが表現されます。「虚から実を知る」というのが演劇の効用のひとつです。東日本大震災は、何気ない日常を非日常に変えました。舞台の上の非日常の世界を見ることで、自分の置かれている辛い状況もあくまで非日常だと感じてほしい、日常の愛おしさを心に刻んでほしいと願っています。

芸団協でも行っているような被災地に実演を届ける活動をしている方々の中には「自分は無力なんじゃないか」「どれだけ届くのか」と葛藤している人もいます。僕もその一人です。でも演じる人と見る人の心が繋がったら、それは本当に素晴らしい出来事だと思います。

実演芸術は、人々が関わってきた歴史や人々の思いの賜物です。そういう表現をちゃんと守っていける国は、いい国だと思うんです。表現したいという思いを具体化し、実行する場を与えるのは、芸団協のとても大切な役割だと思います。障害もあるでしょうが、続けていってください。



撮影：篠山紀信

振付家・舞踊家

金森 穰 Kanamori Jo

2002年に10年間に及ぶヨーロッパ滞在から帰国し、社会に於ける劇場存在の違いにとまどいました。世界水準の舞台芸術を創造／発信するには、行政が文化政策として実演家や技術者、制作者などの専門家を日本全国、あるいは海外から誘致し、その地域での芸術活動を保証する必要があります。また、観客を育てるためにも、選ばれた実演家とその芸術表現という質の担保が不可欠であり、その活動場所として劇場があるという認識に立てなければ、この国の劇場文化は成熟していきません。新潟市民芸術文化会館ゆーとぴあで、舞踊部門の芸術監督としてダンスカンパニー Noismを立ち上げましたが、Noismも劇場の単なる1事業ではなく、新潟市の文化政策となつてほしいと思っています。芸団協には、実演家の活動環境改善を目指す上で、未来の実演家達の為に、現在の実演家達に敢えて苦言を呈する様な、厳しい提言も期待しています。

女優

とよた真帆 Toyota Maho

私にとって、「創造する」ということは、少し大げさかもしれませんが、生きていく証のようなものです。もともと決まっている役の性質を自分なりにどう膨らませるかということに、女優業の創造する楽しさがあると思っています。女優として100%力が発揮できることを第一に、生活が回っています。ですから、仕事に向かうにあたっては、十分に準備するよう心がけています。芸能花伝舎は、以前舞台の稽古に入る前の準備として、ボイス・トレーナーの方のレッスンを受ける際に利用させていただきましたので、身近な存在です。

CPRAは、私たち女優や作品を守ってくれる、とてもありがたい存在です。私たちがのびのびと芸能活動が続けられるよう、これからも宜しく願いいたします。

(2013.5 CPRA PLAZA INTERVIEWより一部編集の上抜粋)



ピアノ奏者

倉田信雄 Kurata Nobuo

私は長年、スタジオミュージシャンとして活動してきました。仕事を始めた1977年頃は「トッ払い」＝その場で現金を頂いて帰る、がスタジオでも当たり前。そうした実演の対価以外に、著作権隣接権が法律で認められていることや、実際に商業用レコード二次使用料が芸団協に払い込まれていることなど、全く知りませんでした。

1987年のある日、先輩ミュージシャンから、未組織の君たちも隣接権料分配が受けられるよう受け皿を作るべきだ、と話しかけられたことがきっかけとなり、当時のレコーディング最前線で働いていた多くのミュージシャンを集めて、翌年5月スタジオ・ミュージシャンズ・クラブ(SMC＝現RMAJ)を立ち上げました。

その後SMCは芸団協入会も果たし、従来の枠組みを越えたCPRA創立にも微力ながらお力添えできました。録音時の実演家データが不十分であったがための団体分配から、それを蓄積しての個人分配へと大きく道が拓かれたのです。

CPRAも創立から20年、かつての私の先輩のように、若い世代に語りかけることを是非ともお忘れなく…

